

日本・比治山大学と台湾・銘傳大學との交流協定書

比治山大学と銘傳大學（以下「両大学」という。）は、平等互恵の精神に基づき両大学の友好関係を促進し、それぞれの地域および国際社会における学術、教育、文化の発展のために以下の通り協定を締結する。

1. 両大学は、上記の目的を達成するために、次に掲げる事業を実現する。
 - (1) 学生の交流
 - (2) 教職員の交流
 - (3) 学術および教育に関する情報の交換
 - (4) 共同研究および教育プロジェクトの開催
 - (5) 学術資料および定期刊行物の交換
 - (6) その他上記の目的を達成するために必要な事業
2. 両大学は、本協定書調印に引き続き具体的な交流事業を実施するために、プログラムの運営等に関する覚書を定める。
3. 本協定書は、両大学において法的および財政的な拘束力を持つものではなく、相互に柔軟かつ協力の精神をもって交流事業を促進するという基本的合意を含む。
4. 本協定書は、両大学の代表が署名した日から5年間の効力を有する。
5. 本協定書の改廃は、両大学の協議に基づくものとし、いずれか一方の発議がなければ自動的に延長される。
6. 本協定書は、日本語と中国語の2種類を作成する。これらはどちらも同等の効力を有する。
7. 本協定書は、双方の代表が署名した日に、効力を生ずる。

比治山大学学長 二宮 皓

銘傳大學校長 李 銓

2017年3月23日

2017年3月30日

日本・比治山大学と台湾・銘傳大學との交換留学に関する協定書

比治山大学と銘傳大學は、両大学の教育及び研究における協力を発展させ、相互理解を促進することを目的として、「日本・比治山大学と台湾・銘傳大學との交流協定書」に基づき、両大学の学生に相互理解と国際社会に貢献できる資質を育成する機会を提供するために、以下の通り、相互に留学を希望する学生を推薦し、受け入れることについて合意し、協定を下記の通り締結する。

1. 比治山大学と銘傳大學は、お互いに大学の学生を1学期（半年）もしくは2学期（1年）受け入れ、学業を全うするために必要な指導および生活のための支援を行う。
2. 交換留学生は、派遣する大学において選抜を行う。
3. 受け入れる大学においては、学納金は徴収しない。留学期間中に必要となる実験実習費（実費）及び滞在費等は学生の自己負担とする。
4. 履修について、交換留学生は受け入れ大学の指導に従う。受け入れ大学は、交換留学終了に当たり、それを証する書面を作成する。
5. 派遣する大学は、その規定により短期交換の成果を単位として認定できる。
6. 交換留学生として受け入れる学生数は、各大学において1年間に4名とする。
7. 本協定は、署名の日から5年間有効とする。
8. 本協定書は、いずれかの大学が申し出た場合、各大学の代表者の合意文書により修正することができる。
9. 本協定書は、日本語及び中国語で作成され、それぞれの大学の代表者が日本語及び中国語各2通に署名の上各1通を保管するものとし、両文書は等しく正文とする。

比治山大学学長 二宮 皓

銘傳大學校長 李 銓

2017年3月23日

2017年3月30日